

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告する。

平成30年4月27日

浦添市長 松 本 哲 治



1 事業名

創業者定着支援事業

(1) 事業の目的

沖縄県における創業は、創業率が高い一方で、廃業率も高いという、「多産多死型」という特徴がある。本市も、沖縄県の産業構造と同様に、経営基盤の安定しない卸売業、小売業の事業所が多いため、同様の傾向が見られる。

そこで、浦添市内における雇用の創出及び就労機会を創出するため、創業・ビジネス情報を発信するとともに、創業・ビジネスコンテストで選定した事業者に対し、ハンズオン支援、セミナー開催等により創業者等を支援する。

上記支援を実施することで、創業率の向上・廃業数の減少を図り、市内で創業した方々を、市内の空き店舗・事務所に誘導し、空き店舗への入居を促進する。

2 業務の概要

(1) 業務名：創業者定着支援事業

(2) 業務の内容および委託期間：別紙「業務委託仕様書」参照

3 見積限度額

見積限度額は、9,000,000円とする（消費税及び地方消費税含む）

4 応募資格要件等

応募の資格を有する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

- (4) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (5) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (6) 別紙「業務委託仕様書」に定める内容を遂行できること。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ 共同企業体を構成するすべての事業者は、応募資格(1)～(5)の要件を満たすものであること。

5 関係資料の配布

(1) 関係資料の内容

- ア 業務委託仕様書
- イ 企画提案書作成要領
- ウ プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- エ 会社概要書(様式第2号)
- オ 営業実績書(様式第3号)
- カ 質問書(様式第4号)
- キ 委任状(様式第5号)
- ク 共同企業体協定書(様式第6号)

(2) 関係資料の配布期間

平成30年4月27日(金)から平成30年5月14日(月)まで

(3) 関係資料の配布場所

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号 浦添市役所5F 産業振興課

※ 浦添市の公式ホームページからもダウンロードできます。

6 プロポーザル参加申込書等の提出について及び参加資格の審査

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書(様式第1号)
- イ 定款又はそれに代わるもの
- ウ 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書
- エ 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書
- オ 納税証明書

※ 国税(法人税及び消費税及び地方消費税)、都道府県税及び市町村税の完納を証明できるもの。都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限り。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。(ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。)また、委任先の支店等を開設して1年未満の場合

で証明書が発行されない場合は、支店等の開設についての申告書の写しを提出すること。

カ 会社概要書（様式第2号）

キ 営業実績書（様式第3号）

ク 委任状（様式第5号）

※ 本業務において契約権限等を委任する場合に限る。

(2) 提出期限

平成30年5月21日（月）

(3) 提出方法

書類は必ず下記提出先に持参して下さい。（郵送による提出は認めません。）

(4) 提出先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所 産業振興課

(5) 参加資格の確認

(1) で提出していただいた書類を基に本公募にかかる参加資格の確認を行います。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知します。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

平成30年4月27日（月）から平成30年5月16日（水）まで

(2) 質問方法

(1) の期間内に質問書（様式第4号）を持参、電子メール又はFAXにて提出すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、随時、市のホームページに掲示するものとし、提出された提案者のメールアドレス宛にも通知します。

なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなします。

8 企画提案書の作成について

別紙「企画提案書作成要領」参照

9 企画提案書の提出及びプレゼンテーションについて

(1) 提出書類

企画提案書

- ・ 社名を表示し、代表社印を押印したもの 1部

- ・ 社名を表示しないもの 6部
 - ・ 上記書類のPDFファイル 1部
- (2) 提出方法
書類は必ず下記提出先に持参して下さい。(郵送による提出は認めません。)
- (3) 提出先
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所産業振興課 雇用創生係
- (4) 提出期限
平成30年5月21日(金)午後5時(必着)
- (5) プレゼンテーション日時及び場所
平成30年5月28日(月)
- ※ 時間及び場所については、参加資格確認結果通知書でお知らせします。
- (6) プレゼンテーションの方法等
企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とします。
設定時間については、1事業者につき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分以内とします。

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 審査委員会の設置
浦添市役所内に本公募に係る審査委員会を設置します。
- (2) 評価観点
創業・ビジネス情報の発信力、セミナー開催にかかる計画性、運営能力、支援対象者の事業定着に向けての支援体制、事業効果が上がるような提案の有無等、総合的な観点から審査します。
- (3) 契約の相手方の決定
- ① 提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、随意契約の相手方となる優先交渉権者(以下「優先交渉権者」という。)と次点交渉権者を特定します。
 - ② 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行います。
 - ③ ②の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きに進みます。しかし、交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行うことになります。
- (4) 審査結果の通知
審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送します。審査

結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じることはできません。

(5) 契約の手続き

契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結します。

1 1 日程及び期間

① 募集要領等の交付期間

平成30年4月27日（金）から平成30年5月14日（月）まで

② 質問の受付期間

平成30年4月27日（金）から平成30年5月16日（水）まで

③ 質問回答日

平成30年5月18日（金）

④ 参加申込書提出期限

平成30年5月14日（月）

⑤ 参加資格確認結果通知

平成30年5月18日（金）

⑥ 企画提案書提出期限

平成30年5月21日（月）午後5時（必着）

⑦ プロポーザル審査会

平成30年5月28日（月）

⑧ 審査委員会による通知

平成30年5月28日（月） ※予定

1 2 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とします。

- (1) 企画提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (3) 審査委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者。

1 3 その他留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とします。
- (2) 提出していただいた企画提案書は返却しません。
- (3) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合があります。

1 4 問合せ先

浦添市役所 市民部経済観光局 産業振興課 雇用創生係

担当 金城

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

電話（代表） 098-876-1234（内線 3162）

F A X 098-876-9467

E メール sangyo@city.urasoe.lg.jp

ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp/>